

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年12月22日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

「せたがや子育て利用券」事業運営委託

(2) 事業内容

世田谷区（以下「区」という。）では、妊娠期から子育て家庭を支える切れ目がないサポート体制の充実として、妊娠期等における面接相談を実施している。面接相談を行った後、妊産婦が地域の中で子育て活動を行っている人や団体等とつながり、関係を深めながら、子育てができるようにするために、地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」を配付する事業を実施する。

(3) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

① 「世田谷子育て利用券」の作成

- ・表紙付き（不正等防止の管理番号付記）で、1枚あたりの金額が500円及び100円の子育て利用券を作成すること。

② サービス提供事業者の申請受付・登録・管理

- ・サービス提供事業者登録を希望する事業者の新規申請受付、及びサービス提供事業者からの登録内容の変更や廃止の申請受付を行うこと。なお、新規申請受付は、原則年2回の審査会受付期間中に受付を行い、変更や廃止にかかる申請は、随時受付を行うこと。
- ・区の審査会で合格した事業者をサービス提供事業者として登録すること。サービス提供事業者の登録内容の変更や抹消は、区の指示により更新を行うこと。なお、登録・抹消等により登録内容の更新を行った場合は、その旨を当該サービス提供事業者に通知すること。
- ・サービス提供事業者が加入する賠償責任保険の、保険情報および保険期間の管理を行い、保険情報の追加や変更があった場合は、登録内容を更新すること。また、保険期間満了前の更新勧奨、未更新事業者への電話等による問い合わせ対応を実施すること。

- ・サービス提供事業者が請求するための請求書や請求事務マニュアルを作成すること。
- ・必要に応じて、区へサービス提供事業者の登録情報を提供すること。

③ サービス提供事業者等からの問い合わせ対応

- ・サービス提供事業者及びサービス提供事業者登録を希望する事業者からの「せたがや子育て利用券」事業に関する問い合わせに、電話により対応すること。

④ サービス提供事業者への支払い

サービス提供事業者からの請求書及び使用済み利用券の提出に応じて、サービス提供事業者への支払いを月1回行い、支払い済みの利用券を区に返却すること。

⑤ 区民向け検索サイトの構築・管理

区民が登録サービスやサービス提供事業者を見つけやすい検索サイトを構築すること。また、検索サイトのサービス提供事業者の掲載情報が最新の内容となるよう確認・管理すること。

⑥ 利用状況報告書及び統計の作成・区への報告

- ・使用済の利用券、サービス事業者からの請求書、区から提供する情報に基づき、利用状況報告書を月1回作成し、区に提出すること。「サービス分類」「利用金額」「利用人数」「券種別」「利用時期」等から利用実績を分析すること。
- ・電話による問い合わせ対応について、月ごとに「対応件数」「対応日時」「問い合わせ者」「対応内容」等を記載した実施報告書を作成すること。

⑦ 準備期間

令和8年3月31日までに委託業務を円滑に進めるために必要な準備を行うこと。

(4) 業務予定量

① せたがや子育て利用券の年間予定使用量

- ・500円券：約 87,397枚
- ・100円券：約 170,556枚

② サービス事業者提供事業者等の登録数（令和7年11月1日現在）

- ・登録事業者数：303事業者
- ・登録サービス数：544サービス

③ せたがや子育て利用券の作成数

- ・8,300人分（1人あたり、500円券と100円券を合わせて
合計10,000円とする）

なお、①及び③は妊娠届出数や出生数の変動により、数量が変更となる可能性がある。

(5) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合や政策の変更があった際は、翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

2 参加資格

提案書提出時点において、次に掲げる参加資格をすべて満たす法人等であることを参加要件とする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の

11 第1項において準用する場合も含む。)に該当する者でないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。
- (7) 令和4年12月以降に地方自治体において、類似業務の受託実績を有すること。
- (8) 「せたがや子育て利用券」事業運営委託事業者選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長：世田谷区 世田谷保健所長 向山 晴子
委 員：世田谷区 世田谷総合支所健康づくり課長 庄司 秀人
世田谷区 子ども・若者部子ども家庭課長 虎谷 彰子
世田谷区 世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格要件の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制
- (2) 類似業務の実績
- (3) 業務内容に対する理解度
- (4) 業務内容に対する企画提案
- (5) 見積内容の妥当性

5 手続等

(1) 説明書の交付期間、提出場所及び方法

- ①期間：令和7年12月22日(月)から令和8年1月9日(金)午後5時まで
- ②場所：世田谷区ホームページでの閲覧
- ③方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる

(2) 参加表明書の受領期限、場所及び方法

- ①期限：令和8年1月9日(金)午後5時まで
- ②場所：下記7に同じ(城山分庁舎1階窓口)
- ③方法：直接持参に限る

(3) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

- ①期限：令和8年2月10日(火)午後5時まで

②場所：下記 7 に同じ（城山分庁舎 1 階窓口）

③方法：直接持参に限る

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金　免除
- (3) 契約書作成の要否　要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無　無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口　上記 1 1 と同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。
- (11) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (12) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (13) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (14) 提案書の提出後に 3. 参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (16) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙「世田谷区公契約条件チラシ」を確認すること。
- (17) 詳細は説明書による。

7 本件担当部課

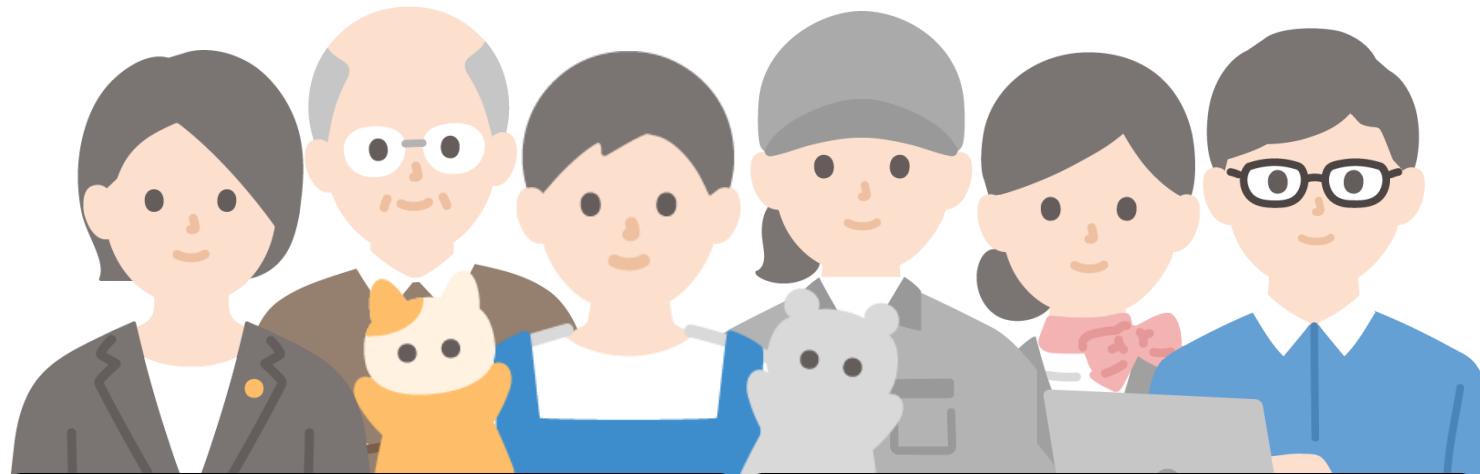
〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎1階

世田谷区世田谷保健所健康推進課こころと体の健康担当

電話 03-5432-2446

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。